

別冊



Kyoto Junior High School Physical Culture Association

令和4年度

「京都府中学校総合体育大会における
引率者に関する特例」

京都府中学校体育連盟

「京都府中学校総合体育大会における引率者に関する特例」

京都府中学校体育連盟

京都府中学校体育連盟の主催する総合体育大会は、中学校教育の一環（学校管理下）として位置づけ、府内中学生に広くスポーツを普及させるとともに、健全な中学校生徒を育成することを目的としている。このことから、生徒の大会参加に伴う引率については、当該校教員であることを原則とするが、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、以下の規定に基づき当該校教員以外（引率者としての外部指導者）の引率による大会参加を認める。

1 引率者としての外部指導者（以下引率外部指導者とする）の規定

- (1) 当該校長が認めた20歳以上の者であり、日頃から指導に当たっている者であること。
また、事前に校長との間で、引率外部指導者としての契約がなされていること。
- (2) 専門部からの要請があるときは、大会競技役員として大会運営に協力すること。また、専門部によってはそのための資格を必要とする場合もある。
- (3) 大会申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
- (4) 規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または専門部長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。この場合、参加生徒も失格となる場合がある。
- (5) この規定以外のことは、大会要項及び府専門部の定める規定の通りとする。

2 引率外部指導者の引率を認める種目は、以下のとおりとする。

- ・陸上競技(リレーを除く) ・水泳(リレーを除く) ・ソフトテニス(個人)
- ・卓球(個人) ・バドミントン(個人) ・体操、新体操(個人)
- ・柔道(個人) ・剣道(個人) ・相撲(個人)
- ・テニス(個人) ・スキー(リレーを除く) ・スケート(個人)

3 引率外部指導者には、監督の資格を認めない。

- (1) この時の監督は、他校の教員とする。当該校の校長は、監督を引き受けようとする教員の所属する校長に文書で依頼し、府専門部の承認を得ること。
- (2) 引率外部指導者による競技上の抗議は、一切受け付けない。ただし、質問事項については、校長が依頼した監督を通して行うことができる。

4 生徒の大会参加に関わる責任は、法令に基づき当該校の校長が負う。

5 引率上の留意点及び大会会場における留意点

- (1) 学校に該当の部が設置されていない場合、参加生徒は独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付対象とならない場合もあるので、任意の保険に加入することが望ましい。(ただし、他校教員の場合は給付対象となる)
- (2) 引率にあたっては、公共の交通機関を利用すること。
- (3) 引率外部指導者は、引率上の必要事項等について事前に当該校の校長と十分協議し、引率に必要な事項を引率生徒に指導すること。
- (4) 専門部が定める規定を遵守し、責任ある行動をとること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は、退場を命じる。

6 他校教員による引率については1(1)、5(1)を適用しない。

7 本特例は、平成15年5月20日より実施する。

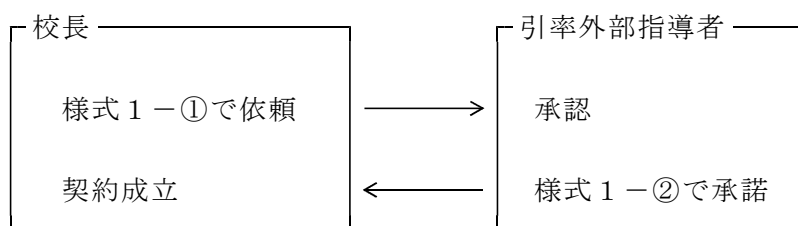
本特例は、平成26年5月2日一部改訂

本特例は、令和4年5月2日一部改訂

※引率外部指導者とは、外部指導者(コーチ)・保護者等、これに類する20歳以上の者をいう。

校長と引率外部指導者との契約について

1 引率外部指導者との契約の流れ



・別添 様式1-①, 1-②

2 契約内容（様式1-①・様式1-②の5その他では、以下の事項を確認しておくこと）

- (1) 引率外部指導者の傷害保険について
費用、手続きの実行者（原則として個人負担、個人で手続き）
- (2) 引率外部指導者の旅費について
交通費、宿泊費、日当負担者（原則として個人負担）
- (3) 引率外部指導者の事故責任
引率外部指導者の故意・過失により事故が発生した場合、法的責任を免れないことを確認する。（訴訟の場合、契約書が責任の所在を明らかにする。）

3 事故責任、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付について

- (1) 引率者特例を適用した場合の、事故責任について
 - ア 事故が起こった場合、校長は法的責任を免れない。
校長が国家賠償法に基づき法的責任を負う。
 - イ 引率外部指導者の故意・過失により事故が起こった場合は、校長・引率外部指導者共に法的責任を負う。
 - (ア) 校長
国家賠償法に基づき法的責任を負う。
 - (イ) 引率外部指導者
 - a 公立学校教員以外の引率外部指導者
国家賠償法又は民法により損害賠償責任を負う。
 - b 他校公立学校教員
国家賠償法に基づき法的責任を負う。
- (2) 生徒に適用される独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付範囲は以下のとおりである。

学校における部の設置	出場校教員が引率の場合	他校教員が引率の場合	引率外部指導者が引率の場合
有	給付される	給付される	給付される
無	給付される	給付される	給付されないので任意の保険に加入が必要